

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」 開催要綱（案）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の全面施行から 5 年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第 123 条の規定により、届出制度の開始から 3 年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

5. 開催期間

平成 26 年 11 月から開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局地方債課及び財務調査課が行う。

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿

(五十音順、敬称略)

井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
稲垣 敦子	東京都財務局主計部公債課長
今井 太志	北海道大学高等教育推進機構特任教授
江夏 あかね	株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員
大塚 成男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長
小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・ 人間福祉学部教授
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
齊藤 由里恵	徳山大学経済学部准教授
迫田 昌寛	株式会社みずほ銀行証券部次長
関口 智	立教大学経済学部教授
南里 明日香	滋賀県総務部市町振興課長
平野 徹	京都市行財政局財政部財政課担当課長